

内閣総理大臣	岸田文雄 殿
厚生労働大臣	武見敬三 殿
総務大臣	鈴木淳司 殿
デジタル大臣	河野太郎 殿
内閣府特命担当大臣	自見はなこ 殿
消費者庁長官	新井ゆたか 殿

## 現行の健康保険証の存続を求める

6月2日に成立した「マイナンバー法等改正法」は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに1本化することとしている。

しかし、この「マイナ保険証」を巡っては、これまでの政府の調査で、別人の情報がひも付けされていた事例が8,544件あり、うち20件で薬剤情報等が閲覧されていたことが確認されており、今月末を目途としてマイナンバー情報総点検が実施されているところである。

また、今年3~4月の全国保険医団体連合会の調査で、高齢者施設の90%以上が利用者・入所者の「マイナンバーカード申請（代理）について対応できない」「マイナンバーカードの管理（暗証番号含む）について管理できない」と回答する等、高齢者・障がい者の中に「マイナ保険証」の取得・管理・利用が困難な人が存在することが指摘されている。更に、今年7月の大坂保険医協会の会員医療機関アンケート調査によれば、6月1日以降も資格確認に関するトラブルがあったとの回答が7割近くにのぼっている。多くの市民・患者が不安を抱え、医療現場では混乱が続いている。

現行の健康保険証は保険者に発効・交付の義務が課せられ、途切れることなく保険証が被保険者の手元にあることで「国民皆保険制度」を実現する重要なツールとしての機能を発揮してきた。その健康保険証を、個人の意思で申請して任意に取得し、5年毎にシリアルナンバーの更新手続きも必要となるマイナンバーカードと一体化すること自体、受療権（医療を受ける権利）を侵害するものである。性格の異なる二つを統合することが根本的なひずみを生んでおり、マイナンバーカード取得を事実上強制することにもなりかねない。

マイナンバーカードの申請はあくまで「任意」であることに鑑み、資格確認書を一定期間プッシュ交付する弥縫策で済ますのではなく、現行健康保険証を存続させることを強く求める。

2023年11月22日

全大阪消費者団体連絡会

大阪市中央区内本町2-1-19-430

Tel. 06-6941-3745

